

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

税の世界の不思議

みなさんは「常識」をどうとらえていますでしょうか。

国民や県民、市民から税金を徴収するには「税法」の規定があるからと普通お思いでしょうし、そう考えるのが「常識」だと私も思います。しかし税の世界では、その常識が通用しないことが度々あります。

医療法人の事業税の計算は事業そのものが一部公的な事業ということで、「社会保険診療」に関連する事業の収入と経費は計算に算入しないという特別な規定があります。この規定は当然地方税法第72条の23として明文化されているのですが、その条文の「社会保険診療」の用語の定義そのものは「介護保険法」に委ねていました。しかし平成17年10月に介護保険法の改正により、居住費・食費が介護保険法で支給されないサービスとなった為に事業税が課税されることとなってしまいました。この改正時には国税の対応は早く、早期に通達が発遣され、「介護保険法」の定義が変わっても実態は変わらないため、消費税は非課税、医療費控除の従来通りということになりました。税法が変わらずとも、根拠とする法律が変容したら、それに対してなんらかの見解を示すのが、正しい課税庁の態度ではないでしょうか。

もうひとつ、今盛んに太陽光発電の情報が発信されています。資源エネルギー庁のグリーン投資減税のHPでは、概要が公表され資料の更新も月1回ほどとなっています。この減税の対象者は「青色申告をしている中小企業者等」で対象設備を取得した場合に即時償却も可能とされています。しかし「青色申告をしている中小企業者等」である医療法人はこの減税の適用をフルに受けることができません、何故か？この制度は売電を前提とした制度であり（光熱費のマイナスとは考えてくれないようです）、売電行為が収益事業に該当するのでまかりならぬというのが厚生労働省の考え方です。但し厚生労働省が太陽光発電をしてはいけないという情報は知る限り開示されていません。国家としてのエネルギー施策より、解釈による規制が勝つ。やはり「常識」はずれだと思いませんか？